

# 令和3年度入退室管理システムの再構築に係る業務委託 仕様書

## I 業務内容

### 1 件名

令和3年度入退室管理システムの再構築に係る業務委託

### 2 履行期限

契約締結日～令和3年12月28日

### 3 目的

鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）のサーバ室及び別棟レセプト点検室における、計2か所の入退室管理システム機器等を再構築するため、機器の調達、設置及びシステム構築作業を行うものである。

### 4 業務内容

本業務の内容は下記とする。

#### (1) 入退室管理システム用機器調達及び設置作業

（※別棟への接続工事を行わず、既存ネットワークを流用すること）

#### (2) 入退室管理システム構築作業

### 5 事前計画

本業務を実施するにあたり、受託者は広域連合と協議の上、次の書類を作成し、広域連合に提出するものとする。なお、業務計画書の承諾後に各業務を実施するものとする。

#### (1) 業務計画書（人員、工数、行程等の概要を記載したもの）

#### (2) その他広域連合に必要な書類

## II 入退室管理システム用機器調達及び設置作業

### 1 調達機器仕様

#### (1) 管理端末及び管理ソフトウェア 1式

以下の仕様を満たし、生体認証情報の登録管理の管理が可能なこと。

項目	要求仕様
形状	(ノート) パソコン
メーカー	日本国内で一般的に流通している製品とする。
OS	Microsoft Windows 10 Pro (64bit)
CPU	Intel Core(TM) i5-10210U (1.60GHz) と同等、またはそれ以上の性能、機能を有すると判断されるもの。
メモリ	合計8GB以上
記憶装置	500GB以上

光学ドライブ	DVD-ROMドライブを搭載していること。
ディスプレイ	液晶15型以上であること。 解像度は、1366×768ドット以上が表示可能であること。
インターフェース	USB3.0準拠 3ポート以上（同時にハブを納品することによって、3ポート以上確保することも可。） <接続予定機器> ・マウス ・バックアップ用ストレージ ・生体認証登録機器
通信機能	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T準拠
マウス	・ USB方式で光センサーマウスであること。 ・ スクロールボタンが回転式であること。 ・ パソコン本体と同一メーカーであること。
リカバリディスク等	納品時の状態に戻せるよう、リカバリディスクを1枚添付すること。
その他	・ Microsoft Office Personal 2019 (32bit版) をインストールすること。 ・ メーカー保証を5年間に延長し、故障時には代替機のセンドバック方式で対応すること。 ・ 管理用ソフトウェアをインストールすること。 ・ USBによる生体認証登録機器を接続し、必要なソフトウェアをインストールすること。

**(2) バックアップ用ストレージ 1台**

以下の仕様を満たすものとする。

- ・バックアップ用ストレージは管理端末に接続するものとする。
- ・USB接続が可能なこと。
- ・容量は2TB以上であること。

**(3) 生体認証装置 2台**

以下の仕様を満たすものとする。

- ・設置場所は、サーバ室及び別棟レセプト点検室における出入口扉の外側、各1か所ずつの計2か所とする。
- ・生体認証の種類は指紋認証又は静脈認証とし、壁付け可能であること。
- ・筐体は既存装置を撤去し設置するものとし、壁面及び柱へ取り付け可能なこと。
- ・認証速度（1：N） 1.0秒未満

**(4) ドーム型監視カメラ 2台**

以下の仕様を満たすものとする。

- ・設置場所は、サーバ室及び別棟レセプト点検室における天井、各1か所ずつの計2か所とする。
- ・監視カメラ設置箇所から約2～3m程度の位置にある出入口1箇所の監視を行う。

- ・動体検知により録画し、データはネットワークビデオレコーダーに保存すること。
- ・撮影解像度はフル HD (1920x1080) であること。
- ・夜間（低照度）での撮影が可能であること。

#### (5) ネットワークビデオレコーダー 1台

- ・型番 IPN-4204P4-HH-2T 又は同等以上の機能を有するものとする。
- ・設置場所はサーバ室内とし、別棟レセプト点検室とはネットワークで接続すること。

#### (6) その他

- ・上記機器の接続ケーブル及びシステム構成に必要な付帯品及びソフトウェアを納入すること。
- ・調達する機器については、1年間以上メーカー保証可能な機器を選定すること。
- ・将来、機器の入替時期や故障発生時には、部分的（認証部のみ、制御装置のみ、管理端末のみ）な機器の入替えに対応可能なこと。
- ・導入後の増設や修理困難を考慮し、モデルチェンジ等で導入時の機器が廃版となった場合でも後継機種が接続できる製品であること。
- ・管理端末用のウィルス対策ソフトウェアは、広域連合が用意するため調達の必要はない。

## 2 改修工事申請

改修工事を行うにあたり、ビル管理者が指定する申請書及び図面等を作成し提出すること。（別棟レセプト点検室のみ）

## 3 設置作業

受託者は設置場所について、事前に協議を行うものとし、設置作業は広域連合の立ち合いのもとで実施すること。

## Ⅲ 入退室管理システム構築作業

### 1 構築内容

本システムはネットワーク方式で運用を行うものとし、以下の仕様を満たすこと。

#### (入退出管理)

- ・今回の委託業務については計2か所の設定とするが、最大で10か所以上設定可能なこと。（機器については別途拡張可能であること。）
- ・管理端末に必要なソフトウェアをインストールし、入退室管理システムの利用者毎に利用者情報（氏名等の利用者を特定できる情報、生体認証情報、操作権限、有効期限等）を登録・修正・削除できること。
- ・利用者情報の操作権限によって、利用者管理・運用区分設定（入室可能エリア・操作権限）・スケジュール管理等の機能を制限できること。
- ・入退室管理システムに登録されている利用者情報を CSV ファイルまたはエクセルファイルとして出力可能であること。
- ・管理ソフトウェアはパスワードによる起動制限が可能なこと。
- ・認証履歴は秒単位で記録可能なこと。

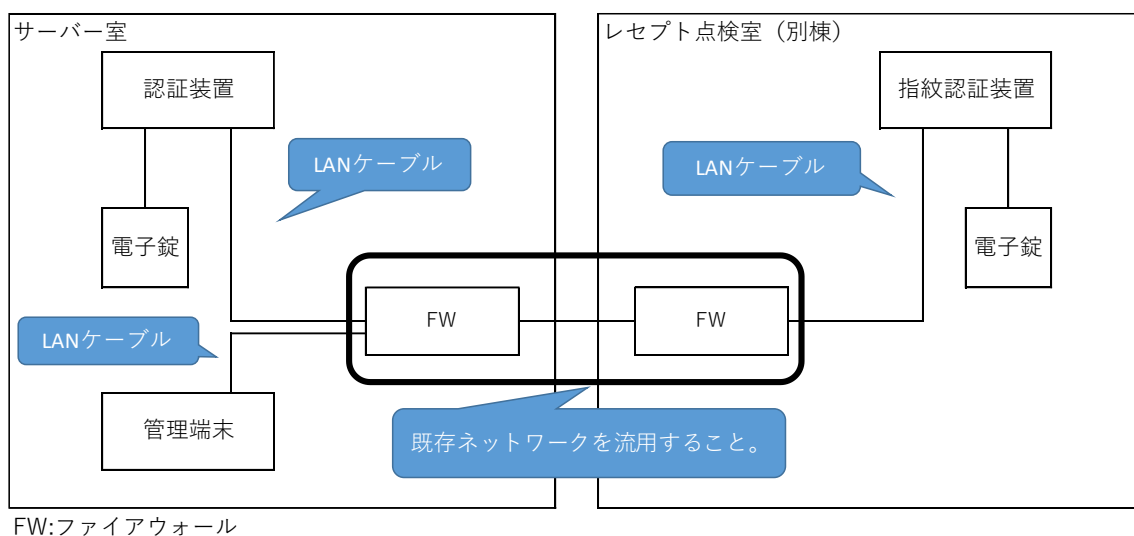
- ・生体認証により電気錠の開錠が可能なこと。
- ・認証する生体データを100人以上登録可能なこと。
- ・想定認証回数100件/日として認証履歴データを24か月以上保存可能なこと。
- ・認証を行わず扉を開錠した際に記録がされること。
- ・管理端末からの操作により、強制開錠（開錠状態を維持）が可能なこと。
- ・システム構成の状態・通信状態を常時監視し、異常時には警報を発すること。
- ・管理端末と生体認証装置間で通信ができない場合にも、利用者入室履歴が制御装置内で保存され、通信復旧時に管理端末に保存されること。
- ・スケジュールにより毎月、毎週、毎日の時刻を指定し、設定、履歴、登録情報データをバックアップ用ストレージに、自動バックアップできること。

#### (録画記録管理)

- ・管理端末に必要なソフトウェアをインストールし、監視カメラ制御、録画記録の参照、録画履歴の閲覧検索等が可能なこと。
- ・録画履歴は秒単位で記録可能なこと。
- ・監視カメラによる録画は常時ではなく、出入口付近の動体検知により開始されるものとし、動体検知の前後10秒間の映像が記録されること。
- ・録画記録は撮影日時から検索可能とし、入退出記録との照合が可能であること。また、撮影された日時の一覧表が出力可能なこと。

#### (共通事項)

- ・システム管理者の任意の操作でもバックアップ操作が可能なこと。
- ・取得したバックアップデータをレストアすることで、システムの完全復旧が可能なこと。
- ・図1に示すネットワークのうち、建物間の専用線については既存の物を流用するため新規の敷設等は不要である。既存ネットワークベンダと打ち合わせを行い、必要な費用も含めること。  
(既存ネットワークベンダ連絡先:株式会社 南日本情報処理センター 辻氏 (099-269-9730))  
(図1 既存通信ケーブル接続図)



## 2 セットアップ作業

セットアップ作業は以下とする。

- ・本システムが稼働可能な様に各機器を接続し、管理端末のセットアップを実施すること。
- ・認証記録データを既存バックアップ用ストレージへ自動的にバックアップする設定を実施すること。

## 3 動作確認作業

セットアップ作業完了後に動作確認作業を実施すること。

## 4 既存機器撤去

一連の機器設置作業で不要となる機器等の撤去、廃棄並びに、設置時に発生する梱包材については、受託者が一切を負担すること。(既存の管理端末については、広域連合にて処分するので、撤去等は不要。)

## 5 履行届出書の提出

納品（設置）及び設定の完了後、速やかに履行届出書（任意様式）を提出すること。

## 6 成果品

- (1) 調達機器一式（仕様書Ⅱの1による）
  - (2) 設置場所及び物件番号（任意の重複しない番号）を記載した物件管理台帳（任意様式）
  - (3) 各種操作マニュアル
- ※（2）及び（3）については、DVD 及び書面にて提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、委託者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- (2) 物件の納品（設置）にあたっては、既存システム及びネットワークに悪影響等を与えないよう十分に注意すること。
- (3) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義を生じた場合は、委託者と受託者、双方の協議により業務を進めるものとする。
- (4) 本仕様書に明示なき事項であっても、機器等の機能上、具備する必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。
- (5) 受託者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 秘密情報等取扱特記事項

## (基本的事項)

第1条 受注者は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

## (個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの並びに法令等又は発注者の規定する個人情報保護条例によって個人情報としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

## (秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、本契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

## (秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管に当たっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

## (従業者の明確化)

第6条 受注者は、あらかじめ秘密情報を取り扱う従業者（以下、「従業者」という。）を定め、発注者から要望があれば、従業者の一覧を書面にて報告しなければならない。また、従業者はできるだけ最

小限のものとし、むやみに秘密情報を取扱う者を増やしてはならない。

2 従業者の一覧を提出後、従業者に変更がある場合は、その変更の前までに発注者に対して変更後の従業者一覧を提出しなければならない。

(従業者に対する監督・教育の義務に関する事項)

第7条 取扱責任者は、本特記事項に違反しないよう、従業者の秘密情報の取扱いについて監督しなければならない。

2 取扱責任者は、本契約及び本特記事項に記載の秘密情報等の取扱いについて、事前に従業者に教育を行わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第8条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第9条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第10条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第12条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第13条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第14条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、

その結果を発注者に報告しなければならない。

- (1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。
- (2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。
- (3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。
- (4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第15条 受注者は、この契約による業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合であって、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第16条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏えいが生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第17条 発注者は、委託業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第18条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第19条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第20条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第21条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏



えい、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(事故発生時の公表)

第22条 発注者は、本契約に係る業務に関して、第21条に規定する事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故を公表することができるものとする。

(損害賠償)

第23条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第24条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。